

## 参照条文

## ○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）（抄）

（落成後の検査）

第十条 第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第十二条及び第七十三条第三項において同じ。）及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

## 2 （略）

（無線設備の操作）

第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。）を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

## 2～7 （略）

（無線従事者の資格）

第四十条 無線従事者の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる資格とする。

## 一～三 （略）

## 四 無線従事者（陸上） 次の資格

- イ 第一級陸上無線技術士
- ロ 第二級陸上無線技術士
- ハ 政令で定める陸上特殊無線技士

## 五 （略）

## 2 前項第一号から第四号までに掲げる資格を有する者の行い、又はその監督を行うこと

ができる無線設備の操作の範囲及び同項第五号に掲げる資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲は、資格別に政令で定める。

(検査)

第七十三条 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

2～7 (略)

○電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号） (抄)

(操作及び監督の範囲)

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

| 資格          | 操作の範囲                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [略]         | [略]                                                                                                                                                                                                    |
| 第三級陸上特殊無線技士 | 陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作<br>一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの<br>二 空中線電力百ワット以下の無線設備で千二百十五メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの |
| [略]         | [略]                                                                                                                                                                                                    |

2 (略)

○電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号） (抄)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一 法第四条第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局並びに五・二GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局の無線設備の操作

二～八 (略)

(無線設備の操作の特例)

第三十三条の二 法第三十九条第一項ただし書の規定により、無線従事者の資格のない者が無線設備の操作を行うことができる場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 非常通信業務を行う場合であつて、無線従事者を無線設備の操作に充てることができないとき、又は主任無線従事者を無線設備の操作の監督に充てることができないとき。

三・四 (略)

2 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 固定局であつて、次に掲げるもの

(1) 単一通信路のもの

(2) 多重通信路のもののうち、設備規則第四十九条の二十二の二、第五十七条の二の二、第五十七条の三の二又は第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの

二 地上基幹放送局であつて、次に掲げるもの

(1) 受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行うものであつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

(2) 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行うものであつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

三 地上基幹放送試験局

三の二 地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）

四 基地局（空中線電力が一ワット以下のものに限る。）

五 携帯基地局（空中線電力が一ワット以下のものに限る。）

六 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものであつて空中線電力が一ワットを超えるものを除く。）

七 陸上移動中継局（空中線電力が一ワット以下のものに限る。）

八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

- (1) F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備
- (2) 簡易型船舶自動識別装置（(1)に掲げる無線設備と併せて設置する場合を含む。）
- (3) (1)又は(2)に掲げる無線設備及び第十三号のレーダー
- (4) (1)又は(2)に掲げる無線設備及び船上通信設備

九 遭難自動通報局であつて、携帯用位置指示無線標識のみを設置するもの

十 船上通信局

十一 陸上移動局

十二 携帯局

十三 無線航行移動局（総務大臣が別に告示するレーダーのみのものに限る。）

十四 無線標定陸上局（四二六・〇MHz、一〇・五二五GHz、一三・四一二五GHz、二四・二GHz又は三五・九八GHzの周波数の電波を使用するものに限る。）

十五 無線標定移動局

十六 地球局（V S A T地球局又は設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている地球局であつて設備規則第四十九条の六に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供する陸上移動中継局と同一の無線設備を用いるものに限る。）

十七 船舶地球局（簡易型船舶自動識別装置のみを設置するものに限る。）

十八 航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。）

十九 携帯移動地球局

二十 実験試験局

二十一 実用化試験局（基幹放送を行うものであつて人工衛星に開設するものを除く。）

二十二 アマチュア局

二十三 簡易無線局

二十四 構内無線局（空中線電力が一ワットを超えるものを除く。）

二十五 気象援助局

二十六 特別業務の局（アマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。）